ＮＰＯ法人境スポーツクラブ

境トリニタスジュニア会則

第１条〔名称〕

名称を境トリニタスジュニア（以下単に本クラブ）と称する。英語による表記はSakai Trinitas Jr という。

第２条〔所在地〕

本クラブは，主たる事務局を茨城県猿島郡境町に置き，境トリニタスパーク，境町サッカー場，茨城県立境高等学校を主たる活動場所とする。

第３条〔基本理念〕

本クラブは，サッカーの技術・戦術の向上はもとより，サッカーを通じて健全な心と健康な身体を育てる。それにより，会員一人一人が自分の可能性を見いだし伸ばすことでよりよい人間として成長することをめざす。また，地域社会のスポーツ振興に貢献することを基本理念とする。

第４条〔入会資格〕

入会できる者は下記の各号に掲げる要件に適合する者とする。

(1)本人及び法定代理人（親権者または後見人）が本クラブの基本理念に賛同し，かつ本会則その他クラブの諸規則を遵守する旨を誓約すること

(2)スポーツを行うに適した健康状態であること。

第５条〔入会手続き〕

入会希望者は，所定の入会申込用紙に必要事項を記入し，クラブに申し込む。

第６条〔会費〕

本クラブの運営に必要な会費を納めるものとする。

(1)年会費は，会員1人につき5,500円（税込）を納入するものとし，入会月に納入するものとする。

(2)退会後に再入会した場合は，年度内に限り，年会費再徴収はしないものとする。

(3)月会費

《スクールコース》

学年	練習日	練習回数	月会費(税込)
年中・年長	火曜日	１回／週	２，７５０円
１年生	火曜日・金曜日	１回／週	４，９５０円
		２回／週	６，６００円
２年生	火曜日・金曜日	１回／週	４，９５０円
		２回／週	６，６００円
３～６年生	火曜日	１回／週	３，８５０円

《アスリートコース》

学年	練習日	練習回数	月会費(税込)
３・４年生	水・金・土・日曜日	原則４回／週	９，９００円
５・６年生	火・木・土・日曜日	原則４回／週	９，９００円

(4)納入の方法は，金融機関のゆうちょ銀行による自動払い込みで納入する。（毎月５日に自動で引き落とされる。また、５日が休日の場合は，郵便局の翌営業日となる。）

(5)一旦納入した会費は，原則として返還しない。

(6)年会費，月会費以外に，トレーニングウェア代等を別途納めるものとする。また，合宿などを実施した場合も臨時に集金をする場合もある。

(7)休会を希望する者は，休会となる月の前月までの月会費は納入しなければならない。

(8)退会を希望する者は，退会となる月の前月までの月会費は納入しなければならない。

(9)退会をする場合，トレーニングウェア代等の代金が完納していない場合は必ず支払うこととする。

(10)兄弟姉妹割引制度について

〇兄弟姉妹が２名同時に在籍されている場合、２人の内いずれか低額の方の月会費を半額免除とする。

〇兄弟姉妹が３名以上同時に在籍されている場合、３人目以降については、最も低額の方の月会費を全額免除とする。

〇この制度は、サッカーとその他の種目においても適用される。

(11)スクールコース体験は２回までとし、その分の会費は無料とする。

(12)３年生以降アスリートコースへ入団希望者は無料体験を兼ねたセレクションを実施する。

第７条〔会費の滞納〕

会費の納入を怠った場合，本クラブはその会員に対する指導を停止し，またはその会員を退会させることができる。但し，事前に本クラブに承認を得ている場合その限りではない。

第８条〔傷害保険〕

会員は，入会時に本クラブの指定するスポーツ保険に入る。加入手続きはすべて本クラブ事務局にて行う。

第９条〔休会〕

休会する場合は以下の各号に掲げる手続きを行わなければならない。

(1)休会を希望する者は，その前月２５日までに，メール(info@sakai-trinitas.com)にて本クラブにその旨を連絡すること。

(2)休会期間は2ヶ月間を限度とする。月会費は発生しない。

(3)2か月を越えて休会する場合は，退会扱いとする。

第10条〔退会〕

退会する場合は以下の手続きを行わなければならない。

(1)退会を希望する者は，その前月２５日までに，メール(info@sakai-trinitas.com)にて本クラブにその旨を連絡すること。

第11条〔練習〕

《スクールコース》

学年	曜日	練習時間	場所
年中・年長	火曜日	16:30～17:30	境町サッカー場
1 年生	火曜日	17:50～19:20	境町サッカー場
	金曜日	17:50～19:20	境トリニタスパーク
2 年生	火曜日	17:50～19:20	境町サッカー場
	金曜日	17:50～19:20	境トリニタスパーク
3～6 年生	火曜日	18:00～19:10	境町サッカー場

《アスリートコース》

学年	曜日	練習時間	場所
3年生	水曜日	18:30～20:30	境トリニタスパーク
	金曜日	18:30～20:30	境高校
4 年生	水曜日	18:30～20:30	境トリニタスパーク
	金曜日	18:30～20:30	境高校
5 年生	火曜日	18:30～20:30	境町サッカー場
	木曜日	18:30～20:30	境高校
6年生	火曜日	18:30～20:30	境町サッカー場
	木曜日	18:30～20:30	境高校

(1)スクールコースは他のチームや少年団に加入していても参加することが出来る。

(2)雨天時や日時，会場の変更については，本クラブよりメールにて事前に連絡することとする。

(3)雨天時の活動は，休みとなる場合もある。

(4)アスリートコースは、土曜日や日曜日に練習や練習試合を行う。

(5)アスリートコースは、夏休みなどに合宿や集中トレーニングを行うこともある。

(6)スクールコース(幼児~2年生)は、年に数回親子サッカーや練習試合を行う。

第12条〔遵守事項〕

(1)本会則および本クラブの諸規則を遵守すること。

(2)本クラブの指導方針及び各コーチの指示に従うこととし，練習方法や試合時における選手起用など「サッカーの指導」の範囲については，全てコーチに一任し異議無きこととする。

第13条〔禁止事項〕

(1)本クラブの秩序，風紀を乱す行為

会員の整髪料の使用や茶髪・金髪などの変色は禁止とする。また，奇抜な服装や髪型も禁止とする。

(2)本クラブの名誉または利益を害する行為。

第14条〔負傷時の処置〕

(1)本クラブの会員が活動中に負傷した場合は本クラブが応急処置を行う。

(2)前項の応急処置ないし療養に要する費用は，すべて会員の負担とし，クラブ及びスタッフは一切の責任を負わないものとする。但し，規定の範囲内において第8条の保険で給付を受け取ることができる。

第15条〔除名〕

会員が次のいずれかに該当した場合は，直ちに除名することができる。

(1)本会則に違反したとき

(2)刑罰法規に抵触する行為を行ったとき。

(3)会費を2ヶ月以上滞納したとき。

(4)事前の申し出をせずに，1ヶ月以上にわたり練習への参加を怠ったとき。

第16条〔事故等の責任〕

(1)コーチ・スタッフが会員を送迎・引率をする場合の万一の事故などについては，その本人に責任を負わすことはしない。

(2)会員は本クラブにおける活動およびグランドの利用に際して，コーチ及びグランド責任者の指示および本クラブの諸規則に従って行動しなければならない。また，盗難，傷害その他の事故が発生しても，本クラブ及びスタッフ等に対して何ら損害賠償を請求できない。

付則

1　本会則は，平成３０年２月１日より施行する。

2　本会則は，平成３０年12月１日，一部改正（第６条，第１１条）

3　本会則は，平成３１年３月１日，一部改正（第６条，第８条，第９条，第１０条，第１１条）

4　本会則は，令和１年１０月１日，一部改正（第６条，第８条，第９条，第１０条，第１１条）

5　本会則は，令和１年１１月１日，一部改正（第６条，第９条，第10条，第１１条）

6　本会則は、令和２年１月３１日，一部改正（第６条，第１１条）

7　本会則は、令和３年１月３１日，一部改正（第６条，第１１条）

8　本会則は、令和４年１月３１日，一部改正（第６条）

9　本会則は、令和５年１月３１日，一部改正（第６条，第１１条）